

国有林野の管理経営に関する法律に基づく
樹木採取権の設定等に係る九州森林管理局長の処分に関する審査基準等

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第2章の2の規定に基づく九州森林管理局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び第12条第1項の処分基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

1 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

（1）法第8条の10第1項の審査

ア 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること（第1号関係）

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するとともに、素材生産に関して、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。）別紙の1の表（5）の基準を満たすこと。

（ア）樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者であること。

（イ）樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当するか否かを判断する基準を満たす民間事業者であること。

イ 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること（第2号関係）

条文の基準による。

ウ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること（第3号関係）

以下の全てを満たすこと。

（ア）木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等について、それぞれ木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知）第3の2（3）及び（4）に該当する者であるとともに、同通知第3の5③ハに適合する者であること。

（イ）樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針（以下「事業の基本的な方針」という。）が、申請者から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るという趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

- (ウ) 事業の基本的な方針が、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画（以下単に「地域管理経営計画」という。）及び法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）に適合するものであること。
- (エ) 事業者間における木材の取引（申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等その他の事業者間における木材の取引及び申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等又は木材の取引に係る卸売業者その他の事業者がこれらの事業者を兼ねる場合における当該事業者内における木材の移動、加工、利用等をいう。以下同じ。）に係る協定等（申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。以下「安定取引協定」という。）の締結により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。
- (オ) 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること。
- (カ) 安定取引協定の内容が、以下の全てを満たすこと。
- ① 取引を行う木材に係る取引量の計画、引取期間、引取場所、価格の決定及びその見直し方法等の取引関係に関する事項が記載されており、その内容が申請書における「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項」と整合していること。
 - ② ①の取引関係に関する事項が一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。
 - ③ 安定取引協定の存続期間及び更新の方法が記載されていること。
 - ④ 安定取引協定の存続期間が設定される予定である樹木採取権の存続期間以上の期間となっていること又は樹木採取権の存続期間以上の期間となっていない場合において安定取引協定の更新の方法が自動更新等の継続性の高い方法となっていること。
- (キ) 申請者、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の間の取引に卸売業者その他の事業者が介在する場合において当該その他の事業者も含めた安定取引協定が締結されている等、提出された安定取引協定から確認できる事業者間における木材の取引が取引全体・サプライチェーンに対応したものとなっていること。
- (ク) 木材生産流通改善施設を整備する場合には、当該施設が、木材生産の安定化及び流通の円滑化を図るために必要な施設の種類でありかつ適切な処理能力を持ったものであること。
- (ケ) 木材製品利用事業者等の行う木材の需要の開拓の内容が適切なものであること。
- (コ) 木材の安定的な取引関係の確立に伴い必要となる資金の額が、申請書の内容及び設定される予定である樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切なものであること。

エ 前3号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと（第4号関係）

法第3条の国有林野の管理経営の目標等を踏まえ、申請書の記載内容、実施を予定している行為の性質、態様等を総合的に勘案し、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を判断するが、申請者が以下の場合に該当するときは、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

- (ア) 樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽を樹木の採取と一体的に行う旨の意思を表明しなかった場合
- (イ) 樹木採取区の特性等を踏まえ、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から森林管理局長が公募において設定した要件を満たさない場合
- (ウ) 樹木の採取に当たって不適切な薬品、機械等を使用する計画を有する場合
- (エ) 樹木の採取に併せて、不適切な土地の使用等、国有林野の有する公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれのある行為を計画している場合
- (オ) レクリエーション利用等、国有林野に係る第三者の利用を不当に排除するおそれがある場合

(2) 法第8条の10第2項の樹木採取権の設定を受ける者の選定

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第28条の11に掲げる事項を具体化したものとして森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した点数の合計（以下「評価点」という。）により行う。

評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。ただし、評価点の最も高い者が2者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。

ア 申請額に係る点数が高い者

イ 申請額に係る点数が同点である場合には、事業の実施体制に係る点数が高い者

ウ 申請額に係る点数及び事業の実施体制に係る点数が同点である場合には、地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が高い者

エ 申請額に係る点数、事業の実施体制に係る点数及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が同点である場合には、森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の点数について、森林管理局長が公募時に示した順で当該評価項目の点数が高い者

(3) 法第8条の11の欠格事由

ア 法又は森林法（昭和26年法律第249号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号関係）

条文の基準による。

イ 法第 17 条第 1 項の規定により法第 10 条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から 2 年を経過しない者（第 2 号関係）

条文の基準による。

ウ 法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（第 3 号関係）

条文の基準による。

エ 十分な社会的信用を有していない者（第 4 号関係）

樹木採取権は、国民共有の財産である国有林野の樹木を長期にわたり独占的に採取する権利であることに鑑み、樹木採取権の設定を受けるにふさわしい社会的信用を有しているかという観点から適合性を判断する。

（ア）から（カ）までについては、本基準に該当するものとして取り扱う。

（キ）以降については、過去の違反事例、苦情等の内容等を総合的に評価し、樹木採取権の設定を認めることが著しく不適当な場合についてのみ、本基準に該当するものとする。

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けた法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（イ）樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該樹木採取権者の親会社等（ある法人に対して①から③までのいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する法人及びある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人をいう。（カ）において同じ。）であった法人で、その取消しの日から 2 年を経過しないもの

① その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

③ その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

（ウ）次のいずれかに該当する者

① 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 2 年を経過しない者

③ 樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内

に当該樹木採取権者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から 2 年を経過しないもの

④ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）又は①から④までのいずれかに該当するもの

（エ）法人であって、その業務を行う役員のうちに（ア）又は（ウ）のいずれかに該当する者があるもの

（オ）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 2 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

（カ）その者の親会社等が（ア）から（エ）までのいずれかに該当する法人

（キ）樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続（例えば自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）における伐採の許可等）において、違反をした実績がある者

（ク）行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者

（ケ）過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者

（コ）国内外において強引な森林施業を実施していると認められる者

（サ）反社会的行為に関与した者

（シ）過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者（（ウ）②、（エ）、（オ）を除く。）

（ス）我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者

（セ）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者（（ウ）①、（エ）を除く。）

（ソ）所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の命令等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがある者又は当該者を構成員とする法人

（タ）業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者

（チ）業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者

（ツ）国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者

（テ）森林経営管理法運用通知別紙の 1（6）の行動規範、ガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者

（ト）森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができない若しくは森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しくは不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

(ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、重大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由なく契約上の義務を履行せず、国からの契約解除に至ったことがある者

(ニ) 法第8条の21に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示に従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる時点から2年を経過しない者

(ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者

オ 法人であって、その業務を行う役員のうちにアからエのいずれかに該当する者があるもの（第5号関係）

条文の基準による。

(4) 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

樹木採取権の設定又は設定をしないことの決定は、法第8条の12第2項に基づく関係都道府県知事への協議の結果を踏まえ、行う。

2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可

法第8条の13第2項又は第3項の規定を基としつつ、以下に掲げる内容を総合的に勘案する。

(1) 「事業」には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所の樹木を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為を含む。

(2) 事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由には、次に掲げる理由は該当するものとする。

ア 天災地変

イ 樹木採取権実施契約を締結した後、樹木料の納付に係る手続が国の責めに帰すべき事由により完了しないため。

ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等が遅延しているため。

エ 条例その他の法令等による制限があるため。

オ 国、地方公共団体その他の機関が樹木採取区において事業等を行うため。

カ その他事業を開始することができないこと又は事業を休止することが真にやむを得ないと認められる理由

(3) 次に掲げる理由は、事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由に該当しないものとする。

ア 必要な資金が単に不足しているため。

イ 事業の実施体制が整っていないため。

3 法第8条の17第2項の樹木採取権の移転の許可

(1) その申請をした者が、法第8条の10第1項各号に掲げる基準に適合し、かつ、法第8条の11各号のいずれにも該当しないこと（法第8条の17第5項第1号関係）

1 (1) 及び (3) の基準による。

(2) その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同

号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること（法第8条の17第5項第2号関係）

ア その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針に照らして適当なものであること

法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針の内容を勘案する。

イ その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額に照らして適当なものであること

その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額と同等であることとする。

第2 処分基準

1 樹木採取権の法人の合併その他の一般承継に係る法第8条の18第2項の基準第1の3の基準に準ずる。

2 法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するもの。）

法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものに限る。以下単に「指示」という。）については、事業の実施状況等を総合的に勘案した上で、以下の場合に行う。

（1）樹木採取権者による樹木の採取が地域管理経営計画又は採取の基準に適合しない場合

（2）樹木採取権者による木材の取引実績が、樹木採取権実施契約における木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に適合しない場合

（3）樹木採取権実施契約又は樹木採取権運用協定における契約上の義務違反が認められた場合において、国が樹木採取権者に対して行った是正の勧告に従わないときその他の当該義務違反に係る是正が認められない場合

（4）樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらに基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、軽微でない違反が認められた場合

（5）樹木採取権者の行為によって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の事業の適正を期するため指示を行う必要があると認められる場合

3 法第8条の22第1項の規定に基づく樹木採取権の取消し

要件該当性の判断は、以下のとおり行う。

（1）偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき（第1号イ関係）

申請書及びその添付書類の内容に不実の記載があったことが明らかになったときは、当該不実の記載がなされるに至った状況等を総合的に勘案する。

（2）法第8条の11第1号、第2号、第4号又は第5号に該当することとなったとき（第1号ロ関係）

第1の1（3）ア、イ、エ又はオによる。ただし、複数の樹木採取権の設定を受けている樹木採取権者が法第8条の11第3号に該当することとなったときは、法第8条の11第4号に該当するものとして取り扱う。

- （3）法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付しなかったとき（第1号ハ関係）

条文の基準による。ただし、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第24条に基づき、履行期限を延長する処分を行った場合であって、樹木採取権者が当該処分により延長された履行期限までに権利設定料を納付したときは、法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付したものと取り扱う。

- （4）法第8条の13第1項若しくは第2項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上休業したとき（第1号ニ関係）
条文の基準による。

- （5）事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき（第1号ホ関係）

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、申請書及びその添付書類に記載された内容の事業を実施できなかった、又はできないことが明らかであるかについて、樹木採取権者による事業の実施状況等を総合的に勘案する。

ア 法第8条の10第1項第1号、第3号又は第4号に該当しなくなった場合

イ 樹木採取権者が申請書及びその添付書類に即した内容の樹木採取権実施契約を締結することを拒む場合

ウ 樹木採取権者が樹木採取権運用協定の締結を拒む場合

エ 樹木採取権者に樹木採取権運用協定の重大な違反があり、そのことにより樹木採取権実施契約が締結できなくなった場合

オ その他事業を実施できなかった、又はできないことが明らかになったと認められる場合

- （6）第1号ホに掲げる場合のほか、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき（第1号ヘ関係）

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、樹木採取権実施契約において定められた事項についての違反の程度、態様、法第8条の21の規定に基づく指示の必要性等を総合的に勘案する。

ア 採取の基準に適合しない樹木の採取が行われた場合

イ 地域管理経営計画に適合しない樹木の採取が行われた場合

ウ 樹木採取権実施契約に記載されていない箇所における樹木の採取又は記載された面積を超える樹木の採取が行われた場合

エ 国有林野の使用に係る樹木採取権実施契約の違反により、周辺の環境又は第三者の国有林野の利用に悪影響が生じた場合

オ 樹木採取権実施契約に基づく報告等において、虚偽の記載等が行われた場合

カ その他樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったと認められる場合

- (7) 法第8条の14第4項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき（第1号ト関係）
条文の基準による。ただし、樹木採取権者が誤伐により樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木の採取を行った場合においては、誤伐の程度等を総合的に勘案する。
- (8) 法第8条の18第1項の規定による届出をしなかったとき（第1号チ関係）
条文の基準による。
- (9) 法第8条の18第2項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき（第1号リ関係）
条文の基準による。
- (10) 正当な理由がなく、法第8条の21の指示に従わないとき（第1号ヌ関係）
「正当な理由」には、以下のものが該当する。
ア 天災地変
イ 国における手続の遅延等、国の責めに帰すべき事由
ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等の遅延
エ 条例その他の法令等による制限
オ 国、地方公共団体その他の機関の樹木採取区における事業等の実施
カ その他指示に従わないことが真にやむを得ないと認められる事由
- (11) 法第8条の24において準用する法第13条各号に掲げる保護義務の実施を怠ったとき（第1号ル関係）
樹木採取権者が保護義務の実施を怠ったことにより国又は第三者に損失が生じた場合において、保護義務の実施を怠った程度等を総合的に勘案する。
- (12) 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき（第2号関係）
「公益上やむを得ない必要が生じたとき」には、以下のものが該当する。
ア 樹木採取区を土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業、森林法第4条第5項に規定する林道の開設及び改良の事業、同法第41条第3項に規定する保安施設事業並びに国有林野事業の用途に供する必要が生じたとき。
イ 樹木採取区において、森林法第25条第1項に基づく保安林の指定その他の法令又は条例に基づく地域の指定により樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
ウ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために地域を指定して、樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
エ その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。